

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、追加型証券投資信託「DIAM高金利通貨ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、信託を終了（繰上償還）することについて、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドは平成19年12月27日に設定し、インカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ってまいりました。しかしながら、当ファンドが投資対象とする投資信託証券であるルクセンブルグ籍外国投資信託（以下、「投資対象ファンド」といいます。）の運用会社から、投資環境の変化により、投資対象ファンドの投資ガイドラインに則った運用の継続が困難であるとの見解を得ました。これをうけ、弊社では、昨今の投資環境や投資対象ファンドの運用状況等を勘案し、当ファンドの信託約款上の運用の基本方針に則った運用の継続が困難になっていると考え、このまま運用を継続するよりも、当ファンドを繰上償還することが受益者のみなさまにとって有利であると判断いたしました。

2. 信託終了（繰上償還）までの日程について

- ・受益者および受益権口数の確定日 : 平成30年7月13日
- ・書面による議決権行使期限 : 平成30年8月13日
- ・書面決議の日 : 平成30年8月14日
- ・繰上償還日（予定） : 平成30年9月13日

3. 書面決議の手続きについて

当ファンドの信託終了に関する手続きは、平成30年7月13日現在の受益者に対して、書面決議にて賛否を問う方法により行います。

本決議は、当ファンドの議案に議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、投資信託契約の解約の届出を行い、平成30年9月13日に繰上償還いたします。

なお、当ファンドは、議決権の行使期間中および書面決議後も、通常どおり一部解約のお申し込みを受付けることにより公正な価格が一部解約金として受益者に支払われます。そのため、本議案に反対された受益者が、当ファンドの受託会社に対し、受益権の買取請求を行うことはできません。

以上

平成30年7月13日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメントOne株式会社